

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	準用施設の許可	
根拠法令・条項	化製場等に関する法律第3条第1項、第8条	
所 管 課	保健所	環境薬務課
審 査 基 準	<p>化製場等に関する法律第3条第1項 堺市化製場等に関する条例第3条</p> <p>化製場等に関する法律第4条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第4条</p> <p>化製場等に関する法律第8条 大阪府化製場等に関する法律施行条例第9条 堺市化製場等に関する条例第6条</p>	
標準処理期間	標準処理期間	10日（検査日から許可書を交付するまで）
	標準処理期間を設定できない理由	